資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年五月十二日であり、株主総会の決議は、平成二十八年四月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年四月十一日

広島市西区己斐上五丁目三七番二三号

有限会社ネオミシン

代表取締役　田中　匡行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月三十日

掲載頁　一七一頁（号外第七十二号）

平成二十八年四月十一日

徳島県小松島市金磯町八番七九号

林精工株式会社

代表取締役　林　明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千二百四十八万円減少し二千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年五月十三日であり、株主総会の決議は、平成二十八年三月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.cig-ins.co.jp

平成二十八年四月十一日

佐賀県佐賀市唐人二丁目二番一二―一〇一号

中央インターナショナルグループ株式会社

代表取締役　大石　正徳

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千二百五十万円、資本準備金の額を五千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年九月十八日

掲載頁　五十三頁（号外第二一五号）

平成二十八年四月十一日

静岡県静岡市駿河区南町一八番一号サウス

ポット静岡　株式会社富士データシステム

代表取締役　齋藤　芳久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月十一日

群馬県伊勢崎市堀口町九二番地一

株式会社ユニオントラスト

代表取締役　桑原　博之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月十一日

神奈川県茅ヶ崎市香川七丁目一二番一号

ショコー産業株式会社

代表取締役　熊沢　信行

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月十一日

石川県小松市殿町二丁目六六番地

株式会社江口組

代表取締役　江口　介一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月十一日

福井県あわら市山十楽第一号七番地

福井鋲螺株式会社

代表取締役　打本　幸雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月十一日

岡山市南区箕島二五九七番地

岡山アスコン株式会社

代表取締役　水田　寿夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である花登博子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月十一日

東京都台東区三筋一丁目五番一六号

Envivio Service Corporation

日本における代表者　花登　博子

限定承認公告

本籍大阪府摂津市鳥飼上四丁目一番、最後の住所大阪府枚方市伊加賀西町二番七―一一〇五号

被相続人　亡　河西　宗久

右被相続人は平成二十八年一月二日死亡し、その相続人は平成二十八年三月三十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十一日

大阪市北区西天満一丁目七番二〇号五〇三号室

限定承認者代理人弁護士　折田　啓

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億七千百万円減少し〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年五月十三日であり、社員総会の決議は、平成二十八年三月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十二月二十四日

掲載頁　三十九頁（号外第二八九号）

平成二十八年四月十一日

東京都港区西新橋一丁目二二番五号六階

Ｇｅｍｉｎｉ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ特定目的会社

取締役　鎌形　武彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十五億七千百万円減少して〇円とし、発行済第一回優先出資一万九千六百口、及び、発行済第二回優先出資一万一千八百二十口を消却することにいたしましたので、当社の第一回優先出資証券または第二回優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十八年五月十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年四月十一日

東京都港区西新橋一丁目二二番五号六階

Ｇｅｍｉｎｉ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ特定目的会社

取締役　鎌形　武彦

訂正公告

平成二十八年三月二十五日掲載の和歌山地方法務局御坊支局に係る工場財団中「工作物及び機械器具等」とあるは「機械器具等」の誤りにつき訂正します。

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一二〇	下	八	終りから	行頭を一字上げる。
〃	〃	七～六		行頭を二字上げる。

（印刷誤り）

平成二十八年二月二十三日法務省告示第百七号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

五ページ二段二〇行目から二二行目までを削除する。

平成二十八年三月二日掲載の名古屋家庭裁判所一宮支部に係る平成二十八年（家）第三四号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

十三	三二	一九～二〇	事務所　愛知県一宮市森本四―六―一	事務所　愛知県大愛法律事務所

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月八日付特第一七号二ページ
調達第六八号六四ページ

―ジ●同月十一日付第八四号九六ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）